

質問第一五号

重度訪問介護の早急な見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年八月五日

木村英子

参議院議長 山東昭子殿

重度訪問介護の早急な見直しに関する質問主意書

私は介護をつけないと地域では生きていけません。しかし今の重度訪問介護の制度では、経済活動は除外されています。参議院議院運営委員会理事会の協議により、私が国会議員として活動するのに必要な介護費用は、当面参議院で支出することになりました。当面の対応はこれで致し方ないとは思いますが、これは根本的には間違っていると私は考えます。なぜならば、介護保障は国が障害者全体に対してする義務があり、私が国会議員であるうとなからうとなされなければいけないからです。介護費用は、法律等を見直し、厚生労働省が責任をもつて出すように至急すべきです。このまま参議院から介護費用が出されると、私は特例扱いになってしまいます。すべての障害者に就労や就学を権利として認め、公費で社会参加できるようになります。

法律では障害者の労働そのものは認められていますが、告示により、介護の必要な障害者の重度訪問介護をつての労働は認められていません。これは矛盾するのではないかでしょうか。至急法律に沿った告示の見直しを行い、就学や就労の権利を保障するしくみを整えるべきと考えますが、それに対する納得のいく説明を求めます。

右質問する。